

資料7 一般会計繰出金の状況

病院事業に対する一般会計の負担

総務省「持続可能な医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」資料

公立病院の設置自治体

〔公立病院に係る公営企業会計〕

病院事業会計

○ 独立採算が原則

⇒ 主に診療収入(外来収益+入院収益)で経営

○ 一般会計等が負担すべき経費

- ① 収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

【一般会計繰出金の根拠】

- ・地方公営企業法第17条の2第2項
- ・地方公営企業法施行令第8条の5
- ・総務省の定める繰出基準(総務副大臣通知)

一般会計

〈繰出が認められる経費〉

- ① 民間医療機関の立地が困難な地域における医療の提供
 - ・ 離島・山間地等のへき地医療の確保
- ② 不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - ・ 救急医療の確保
 - ・ 小児医療、周産期医療
 - ・ 精神医療、結核医療、感染症医療 等
- ③ 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
 - ・ 県立がんセンター、県立循環器病センター 等
- ④ 広域的な医師派遣の拠点機能の確保
 - ・ 医師及び看護師等の研究研修
 - ・ 医師派遣等の医師確保対策
- ⑤ その他の事業
 - ・ 看護師養成所、院内保育所の運営
 - ・ 集団検診等の保健衛生行政事務 等
- ⑥ 病院事業債元利償還金の一部

繰出金

※指定管理者制度導入病院・地方独立行政法人設置病院の場合も同等の措置。

地方交付税で措置

※ 経費の性格に応じて、普通交付税または特別交付税により措置。

岩手県立病院等事業会計への繰出基準等について

- 岩手県立病院等事業会計への繰出額は、R②年度で約227億円。このうち約114億円について地方交付税措置がなされており、県の実負担額は約112億円となっている。
- 繰出額の内訳について、ルール分(総務省の繰出基準に基づくもの)とそれ以外のルール外分は以下のとおり。
 - ①ルール分:約211億円
主なものは、企業債元利償還金(約70億円)、不採算地区病院(約26億円)、高度医療(約19億円)等
 - ②ルール外分:約15億円(うち新型コロナウイルス感染症対応経費が約5億円)
主なものは、「仕入れ控除できない消費税」に係る経費(約7億円)等

1 本県の繰出ルール

- ①ルール分の算定方法は、地方財政計画における公営企業繰出金(病院事業)の算出基礎を基本として算定。
- ②但し、不採算地区病院(中核病院以外)は、実損失額の一部を負担、附属診療所に係る経費についても損失額を基本に繰出額を算定。
※県立の診療所に係る経費については都道府県分の地方交付税措置なし

2 ルール外分の項目

- (1) 本来一般会計において措置するものについて、医療局が整備し、整備に係る企業債元利償還金について繰出を行っているもの
 - ア 救命救急センター経費
県における救急医療体制の検討において、久慈及び大船渡地域に救命救急センターを設置することとしたため、実際に設置する医療局に対し、施設及び設備の整備に要する経費の企業債元利償還金について繰出。
 - イ 人工透析装置整備経費
従来、腎不全対策は政策医療であり、人工透析装置を一般会計で整備し、医療局に無償貸与していたが、現在は繰出により整理。
 - ウ 感染症病床経費
伝染病予防法廃止(H11)に伴い、市町村の隔離病棟の設置義務も廃止されたが、県では隔離病棟を維持する必要があることから、市町村から譲渡を受けて医療局に無償貸与しており、その観点から、大船渡病院の当該病棟の改修経費については、一般会計が直接負担するのではなく、医療局への繰出によることとして整理。
- (2) 仕入控除できない消費税
医療機器等を購入する際に負担した課税相当分について、①診療報酬が非課税であるため収益に係る消費税から控除できないこと、②地方消費税清算金には、医療局が支払った地方消費税が含まれていること等の理由により、繰出を行っているもの。

岩手県立病院等事業会計への繰出基準等について

- 本県の実負担額約112億円のうち、太宗を占めているのは高度医療分を含む企業債元利償還金で▲約48億円となっている。
- 損失額を基礎として繰出額を算定している不採算地区病院(中核病院以外)、附属診療所分では▲約10億円の实負担が生じている。
- 新型コロナ対応を除く、「仕入れ控除できない消費税」などのルール外分では、▲約10億円の实負担が生じている。

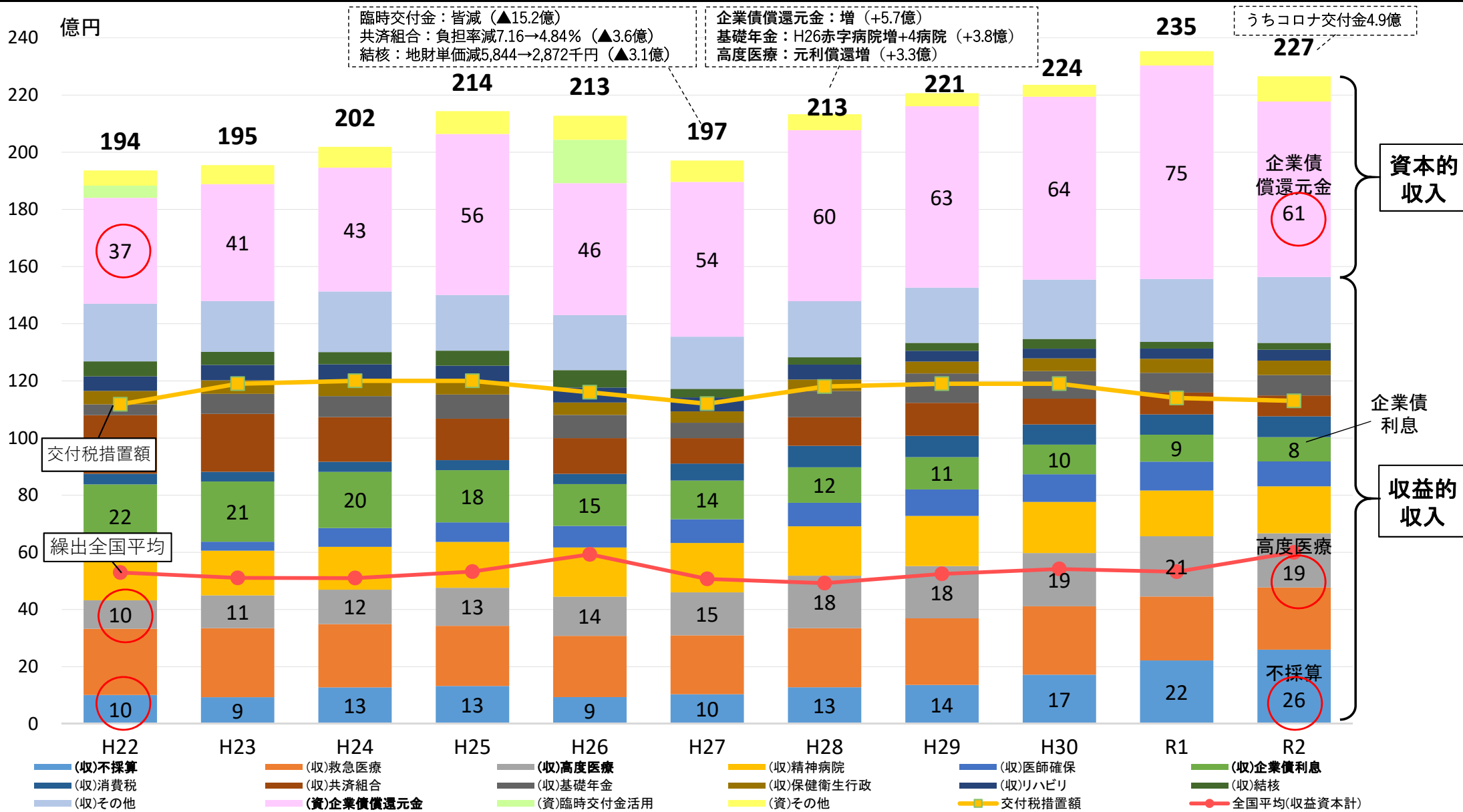
(単位：千円、%)

区分	繰出額 算定方法	繰出額		交付税措置額		差引 B - A	措置率 B/A	普通交付税		特別 交付税
		金額 A	構成比率	金額 B	構成比率			単位費用 +病床数割	元利償還 +救急告示	
病院数	1 不採算地区病院(中核病院)	地財単価×病院数	427,456	1.9	565,305	5.0	137,849	132.2	○	○
	2 救急医療	地財単価×病院数	2,179,968	9.6	1,216,611	10.7	▲963,357	55.8		○
	3 研究研修費	地財単価×病院数	284,830	1.3	100,697	0.9	▲184,133	35.4	○	
	4 保健衛生行政経費	地財単価×病院数(加算あり)	506,210	2.2	178,962	1.6	▲327,248	35.4	○	
	5 院内保育所	地財単価×病院数	192,780	0.9	200,560	1.8	7,780	104.0	○	○
病床数	6 結核医療	地財単価×病床数	241,503	1.1	173,561	1.5	▲67,942	71.9	○	○
	7 精神医療	地財単価×病床数	1,643,590	7.3	1,511,616	13.2	▲131,974	92.0	○	○
	8 高度医療(集中治療室等運営費)	地財単価×病床数	631,200	2.8	223,150	2.0	▲408,050	35.4	○	
	9 小児医療経費	地財単価×病床数	302,512	1.3	340,048	3.0	37,536	112.4	○	○
	10 医師確保対策(勤務環境改善分)	地財単価×病床数	286,926	1.3	101,438	0.9	▲185,488	35.4	○	
	11 感染症医療	地財単価×病床数	145,112	0.6	144,824	1.3	▲288	99.8	○	○
	12 周産期医療	地財単価×病床数	176,154	0.8	176,676	1.5	522	100.3	○	○
	13 企業債元利償還	償還金×負担割合	6,984,743	30.8	2,750,336	24.1	▲4,234,407	39.4		○
	14 高度医療(元利償還分)	償還金×負担割合	951,751	4.2	374,765	3.3	▲576,986	39.4		○
	15 防災対策経費	償還金×負担割合	203,221	0.9	171,426	1.5	▲31,795	84.4	○	○
ルール分	16 不採算地区病院(中核病院以外)	地財単価×病床数+実損失額※1×負担割合	2,167,890	9.6	1,484,630	13.0	▲683,260	68.5	○	○
	17 へき地保健医療	特別交付税積算額(前年度)	294,764	1.3	282,134	2.5	▲12,630	95.7		○
	18 看護師養成所	講師派遣経費+従事者給与	173,762	0.8	0	0.0	▲173,762	0.0		
	19 高度医療(補助金一般財源化)	基準額×負担割合×病院数	311,558	1.4	110,146	1.0	▲201,412	35.4	○	
	20 附属診療所	繰入前損失-補助金	307,306	1.4	0	0.0	▲307,306	0.0		
	21 基礎年金拠出金	給料×負担率	711,657	3.1	251,594	2.2	▲460,063	35.4	○	
	22 共済組合追加費用	追加費用支払額	730,005	3.2	258,081	2.3	▲471,924	35.4	○	
	23 リハビリ医療	地財単価×患者数	380,786	1.7	134,620	1.2	▲246,166	35.4	○	
	24 児童手当経費	支給額-事業主負担	278,551	1.2	98,477	0.9	▲180,074	35.4	○	
	25 医師確保対策(医師派遣分)	実績額	582,084	2.6	553,380	4.8	▲28,704	95.1	○	○
26 建設改良費(起債対象外)	企業債対象外経費×負担割合	36,613	0.2	12,944	0.1	▲23,669	35.4	○		
ルール外分	1 救急救命センター経費	償還金×負担割合	281,632	1.2	0	0.0	▲281,632	0.0		
	2 人工透析装置整備費	償還金×負担割合	15,686	0.1	0	0.0	▲15,686	0.0		
	3 感染症病床経費	償還金×負担割合	425	0.0	0	0.0	▲425	0.0		
	4 仕入れ控除できない消費税	仕入れ控除できない消費税+繰延勘定償却額	731,721	3.2	0	0.0	▲731,721	0.0		
	5 新型コロナ対応経費	実績額	492,799	2.2	0	0.0	▲492,799	0.0		
計		22,655,195	100.0	11,415,981	100.0	▲11,239,214	※2 54.0			

※1 地財単価×病床数を超える部分。負数の場合は零。 ※2 ルール分における措置率

県立病院等事業会計への繰出金及び交付税措置額の推移

- 病院事業に対する繰出額は過去10年間で、資本的収支、収益収支ともに増加傾向(H22:約194億円→R2:約227億円、+17%)。
- 収益的収入のうち、不採算病院や高度医療に係る経費に対する繰出額は増加傾向、一方で結核病床に係る経費に対する繰出額は減少傾向。
- 資本的収入のうち、企業債償還元金に係る経費に対する繰出額については年度間でのバラつきはあるものの基本的に増加傾向となっている(H22:約37億円→R2:約61億円、+65%)。



〔出典〕繰出額…地方財政状況調査、交付税措置額…普通交付税及び特別交付税の合算

地域診療センターに係る繰出額について

- 岩手県立病院等事業では6地域診療センター(診療所)を運営している(本県以外では、沖縄県が16診療所(離島に所在)を運営しているのみ)。
- 県立の診療所に対しては、交付税措置はない一方で、市町村に対しては普通交付税が措置がされているところ。
- 今後、医療提供体制のグランドデザインの構築にあたっては、市町村との役割分担等を改めて整理する必要。

1 地域診療センターの運営状況

(単位：千円、人)

名称	令和2年度決算額			令和2年度取扱患者数(外来)	
	損益	うち繰入金	差引損益	延患者数	1日平均患者数
沼宮内地域診療センター	▲ 17,617	82,057	▲ 99,674	10,530	43.3
大迫地域診療センター	▲ 58,034	70,076	▲ 128,110	12,150	50.0
紫波地域診療センター	▲ 29,545	73,952	▲ 103,497	7,960	32.8
花泉地域診療センター	▲ 22,541	81,225	▲ 103,766	5,788	23.8
住田地域診療センター	▲ 29,091	49,923	▲ 79,014	14,700	60.5
九戸地域診療センター	▲ 35,541	34,763	▲ 70,304	11,473	47.2
計	▲ 192,369	391,996	▲ 584,365	62,601	42.9

2 診療所に係る主な地方交付税措置(市町村のみ、県には措置なし)

(1) 普通交付税(令和3年度)

区分	算定額
1病床当たり	360千円×稼働病床数
1診療所当たり	7,100千円

(2) 特別交付税

※①及び②については、各項目に応じて算定した合算額または各項目に対応する繰出見込額の合算額に0.8を乗じて得た額のうちいずれか少ない額を措置

区分		単価		
		令和3年度	令和2年度	令和元年度
①不採算地区診療所(1病床当たり)	第1種	3,246千円	2,497千円	1,549千円
	第2種	2,165千円	1,665千円	1,033千円
②救急診療所		1,697千円×救急病床数+32,900千円		
③休日夜間急患センター等(1診療所当たり)		32,900千円		